

請願 第57号	後期高齢者医療制度に関する意見書の提出について		
請願者 住所・氏名	岡山市下伊福西町1-53 岡山県社会保障推進協議会 会長 岩間一雄		
紹介議員	大本芳子		
受理年月日	19.12.6	付託委員会	保健福祉
要旨	<p>75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度が来年4月から実施されようとしていますが、高齢者からは「どんな制度か知らない」「保険料が幾らになるのか」など不安の声が広がっています。介護保険料とあわせると平均でも1万円を超える保険料負担、保険料滞納者への保険証の取り上げ、資格証明書の発行、高齢者だけの別建ての診療報酬の導入などへの疑問の声も高まっています。</p> <p>私たちは、新たな後期高齢者医療制度が「その心身の特性や生活実態を踏まえる」という法成立の趣旨にのっとり、高齢者がいつでも、どこでも、安心して医療が受けられる制度になることを願っています。</p> <p>つきましては、下記の事項について請願いたしますのでよろしくお願ひします。</p>		
	記		
目標	<ol style="list-style-type: none"> 国に対して、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めて意見書を提出してください 岡山県後期高齢者医療広域連合に対して、以下の点について意見書を提出してください <ol style="list-style-type: none"> 保険料については、後期高齢者の生活実態等を踏まえ、支払い可能な保険料額とすること 保険料を支払うことによって生活保護基準を下回る高齢者からは保険料を徴収せず、国と岡山県にその補てんを要求すること 岡山県後期高齢者医療広域連合として独自の「保険料減免制度」及び「一部負担減免制度」を設けること 保険料滞納者に対し、生活実態を無視した一律の保険証取り上げや、資格証の発行を行わないこと 「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続は、後期高齢者の負担を軽減するため、初回のみの申請とし、2回目以降は自動払いとすること 		